

令和元年
第10回教育委員会臨時会議事録

令和元年11月25日

東久留米市教育委員会

令和元年第10回教育委員会臨時会

令和元年11月25日（月）午後3時00分開会

市役所7階 704会議室

- 議題
- (1) 教育長陳謝
 - (2) 議案第47号 「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の議決の取り消しについて
 - (3) 議案第48号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
-

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香
※学務課長欠席	

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後3時00分)

○園田教育長 これより令和元年第10回教育委員会臨時会を開会します。

本日は全員出席です。

委員の皆様にはご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

なお、第10回教育委員会臨時会は11月20日に開催を予定していましたが、委員の皆様にはお集まりいただいたにもかかわらず、教育長である私及び事務局の調整不足により開催に至らず、誠に申しわけありませんでした。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。

○細田教育委員 はい。

◎会議の進め方

○園田教育長 会議の進め方について説明をお願いします。

○佐川教育総務課長 お配りしています臨時会の日程の冒頭に「教育長陳謝」を加えさせていただきます。また、議案第47号及び第48号は関連しますので併せてご審議いただき、採決は個々に行わせていただきます。

○園田教育長 日程を追加し、議案第47号と議案48号は関連するため併せてご審議いただき、採決は個々に行いたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程より進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○園田教育長 議事録の承認に入ります。

10月24日に開催した第10回定例会の議事録について確認いただきました。内容についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎教育長職務代理者からの意見

○尾関教育委員 議案審議に入る前に、教育長職務代理者として一言申し上げます。

臨時会の開催に向けては当初11月20日に予定していた会議が中止となり、本日の開催となったいきさつがあります。

審議内容である議決の取り消し議案を付議する連絡を事務局から受けたのは18日で、20日の開会前の協議では調整がつかず、臨時会は中止となりました。この間、事務局からは議決の取り消しや議案を再付議することに至った経過の説明を受けてきましたが、納得できるものではなかったことから調整がつかなかったわけです。議案第41号については3人が賛成し、1人が反対でした。反対意見がありましたが、教育長及び事務局の説明により3人は納得し、賛成多数で承認となったこの議案に対して、今度は取り消し、再審議ということになったわけです。賛成した委員は、私も賛成しましたが、反対した委員についてもいきなり内容が変わった議案第48号を審議するというのは当然ですが、釈然としないものがあります。「教育委員会が討議もなく賛成する委員会」という疑念を持たれることは危惧するところです。

しかし、われわれ教育委員は市の教育に関わる計画や施策について協議し、決定する権限があり、重要な職責があるものと全員が認識しています。については、このたびの議案の取り消し並びに議案の再付議については手続的には大変遺憾ではありますが、市の教育行政及び市政全般に大きな影響を及ぼすことを考慮し、改めて議案を審議し、見極める必要があると決断しました。今後このようなことがないように、教育長及び教育委員会事務局に猛省を求めるものであります。

以上、教育長職務代理者として意見を申し上げます。

◎教育長陳謝

○園田教育長 議題に入ります。日程第1「教育長陳謝」に入ります。

本日の会議は、先の第10回教育委員会定例会において議決いただきました「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の議決の取り消し、及び、再付議となる「教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼」の議案をご審議いただくものです。議案の詳細は後ほど説明をさせていただきます。

この間の議案付議、審議を巡りましては教育委員の皆様の信頼を損なう結果となり、教育委員会の会務を「総理」する立場にあります教育長として、陳謝を申し上げます。誠に申しわけありませんでした。

委員の皆様にはこの間の経緯をご説明いただく場において、今回の議案付議に関わり、教育委員会の運営全般についても大変厳しいご指摘をいただきました。

今後は二度とこのようなことがないように、教育委員会の運営のあり方については慎重審議という観点で、事務局への指示、会議の運営に努め、教育行政の推進に邁進してまいります。

委員の皆様にはこの間、同議案についてご心配をおかけしたこと、改めてお詫びを申し上げます。

この後、改めて議案審議に入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第47号、議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第2「議案第47号『議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」、日程第3「議案第48号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から続けて説明をお願いします。

○森山教育部長 初めにこの場をお借りしまして、私どもの至らぬ議案提案等により、教育委員会の運営及び教育委員の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、議案を取りまとめ、説明をする立場として、私からもお詫び申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは議案の説明をします。「議案第47号『議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」、上記の議案を提出する。令和元年11月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和元年第10回教育委員会定例会（令和元年10月24日開催）において議決した議案第41号の議決を取り消す必要があるためです。

続いて「議案第48号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。令和元年11月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市教育センター滝山相談室の移転に伴い、規定を整備する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 「議案第47号『議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」及び「議案第48号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」は関連する内容であるため、併せて説明します。

説明の前に謝罪をさせていただきます。先の教育委員会定例会で議決した案件で、「科学教育の振興」「日本語学習教室」の2項の削除について、本市の子どもたちの未来を見据えたことに主眼を置かず現状のみで判断し、誤った説明を行ったこと。それにより本臨時会を開催することとなり、取り消しのお願いとってしまったこと。誤った考えによって、委員の皆様を困惑させ不快な思いをさせてしまったことは指導室長、教育センター長として市の子どもたちの教育という根本的なことの欠如、自覚にかけていることの表れであり、これにより教育センター、指導室の職員にも、事の重大さを気づかせられなかったことは長としての私の力不足と自覚の足りなさであることを痛切に感じています。深く反省し、謝罪します。大変申しわけありません。

また、議案の重要性についても自覚が足りず、条例制定の背景や丁寧な説明という点でも教育委員の皆様への配慮、事前のしっかりした準備による起案の慎重さが欠け、教育委員会の運営に支障を来してしまったこともお詫びします。大変に申しわけありませんでした。

それでは改めまして、今回の議案を説明します。

議案第47号は10月24日に開催された教育委員会定例会において、議案第41号として承認いただきました、「東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の議決を取り消しさせていただきたいというものです。議案第48号は、滝山相談室の移転に伴うものです。西部地域センターへの移転により、住所地を「滝山二丁目3番23号」から「滝山四丁目1番10号」への変更による改正という内容を変更させていただきたく、ご審議をお願いします。

10月24日に開催された教育委員会定例会において「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部改正の制定依頼について」を提出し、ご審議いただきました。趣旨は教育センター滝山相談室の住所地を移して西部地域センターに置くこと。教育センターの現在の実態を鑑みて「科学教育の振興に関すること」「日本語学習教室に関すること」の2項を削除の提案でした。審議の中では教育センターの事業として、現在取

り組んでいないことで直ちに削除することが適切なのかというご意見もいただいたところで。

今回の議案第47号での議決の取り消しの理由として2点あります。1点目は、10月24日の説明では「科学教育の振興に関すること」と「日本語学習教室に関すること」の2項については現在の実態に合わせるための削除と考えていましたが、委員のご指摘を受け、再度検討した結果、「科学教育の振興」「日本語学習教室」については、今後も教育センターで取り組んでいくことが必要であり、この数年間行っていなかったことが問題であるため、10月24日の説明では誤りになっていることが明らかになりました。

2点目としては、今後も取り組んでいくためには、教育センターにおける「科学教育の振興」及び「日本語学習教室」について、これからどのように充実させていくか、調査研究を行っていく必要があることです。そのため、直前にご承認いただいた内容について事務局として説明に誤りがあり、議案第47号において議決の取り消しをお願いし、議案第48号において、本来の主眼である滝山相談室の移転の改正についてご審議をいただきたいと考え、今回の議案提出となりました。

改めまして、今回までの経緯を説明します。

当初、教育センター設置条例の改正に当たり、滝山相談室の住所変更に合わせて全体にわたって改定の有無を確認したところ、第3条の「目的を達成する事業」に「科学教育の振興に関すること」と「日本語学習教室に関すること」の記載があり、2項目については小学生科学展の作品募集や学校への日本語学習指導員の派遣など現在指導室が所管となっていることから、削除してよいかの調査を行いました。過去の教育委員会議事録や予算書等を調査したところ、「科学教育の振興に関すること」については平成15年に科学教室や親子天文台教室の企画運営等、センター以外の場所で実施していること、平成15年まで講座実施の記録はあるが、平成16年度以降は実施していませんでした。「日本語学習教室に関すること」については教育センターの職員に再度確認したところ、平成10年度、平成11年度には日本語学習教室が設置されており、以降平成16年までは日本語講座の開設が確認できました。また、平成23年度まで教育センター予算、平成24年度以降指導室予算として、日本語の指導を必要とする子どもへの学校に指導員が出向いていっている記録があることが分かりました。また、現在も「第2次東久留米市教育振興基本計画」において「理数教育を充実させ、理論や思考といった知的活動の基盤を育てる」「日本語を習得できていない児童生徒のための日本語指導の推進をする」と明記していることもあり、今年度の事業計画では「東京都理科支援推進事業」を活用し、「科学実験教室を開催していること」「理科室の整備を進めていること」「教員の研修を充実させること」を実施しておりました。また、日本語学習についても昨年度の6人の利用から今年度11人の利用と活用されていることから、指導室において科学教育の振興と日本語学習教室を今後も充実、拡大させていくと考えていました。これらの経緯から「科学教育の振興」「日本語学習教室」は、指導室が現在も2事業を拡大し、推進していると判断し、教育センター設置条例から削除することとし、10月24日の教育委員会定例会への議案提出となりました。

10月24日の教育委員会定例会での審議においては、「教育センターにおいて今後も取り組んでいくことが必要であり、『科学教育の振興に関すること』と『日本語学習教室に関すること』の削除は必要ない」とのご指摘がありました。改めて考えたところ、

「2項とも教育センターの機能を活用しながら教育センターと指導室が連携して充実、拡大していくことが重要である」ということに気づくと同時に、指導室だけで充実、拡大していればよいと考えていたことは大変な誤りであり、事務局としての誤りでした。また、教育センターで行っていなかったこと自体に問題があり、それに気づかなかった教育センター長としての私の自覚の欠如に問題があったことを、本日までの中で再認識しました。

「東久留米市教育センター学校支援室設置運営要綱」の「第7 職員の職務内容」に、学校支援員による研修等の支援、市立小中学校への支援活動、情報教育支援員は児童生徒の学力向上のため教職員に対して情報通信技術に関する支援、指導など、学校支援の機能が示されています。現在も学校支援員による初任者教員の授業観察、情報教育支援員による情報教育研修会も行っています。

教育センターと指導室が連携していくために、教育センターの学校支援の機能を活用して、学校支援員が参観した理科事業の情報共有、ICTを活用した理科学習の情報教育支援員による事業支援、心理士などの専門家によるステップ東久留米学校訪問における日本語を苦手としている児童生徒の把握の共有などを推進していくことが考えられます。今後、将来的にどのような展望をもって、「科学教育の振興」「日本語学習教室」を進めていくのかについて教育センターに担うべき役割などを含め、さらに調査研究、検討を進めていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、教育センターの条例から「科学教育の振興に関すること」「日本語学習教室に関すること」を削除するに当たっては、教育センターの方針を改めて明らかにする必要があります。本来でしたら再提案をするところですが、まだ検討中であり、前回議決した直後でもあることから、議決の取り消しをお願いする次第です。本件について、私の、市の子どもたちのための教育の自覚ということが欠如していたこと。教育委員の皆様にご配慮いただく時間を十分にとることができていなかったこと。事務局内での調整が足りなかったがために事前の準備及び説明の誤り、かつ不十分であったことについて改めて謝罪します。

改めて「科学教育の振興」「日本語学習」に関連して考えますと、現在日本には多くの外国の方々が訪問し始めています。小学校でも外国語の学習が始まり「日本の伝統・文化理解教育」も行われています。また、過去に「国際数学・理科教育動向調査」やOECDの「学習到達度調査等」によって、日本の児童・生徒の理科離れが話題となって以降、国や都で理数教育の充実としてさまざまな施策が施され、体験学習や観察・実験などの活動の充実が重視されました。現在では学校でのプログラミング教育を通して論理的思考力の学習が行われています。新しい指導要領では一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と共同しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められています。

東久留米市の子どもたちは豊かな自然だけではなく、多摩六都科学館も身近にあり、自然や科学に直接触れる貴重な体験ができる環境に育っています。この貴重な体験がこれからの人生に生かしていけるよう、理科教育はもとより教育活動全般について教員の資質向上に努め、東久留米市教育委員会教育目標に掲げる子どもたちが人間性豊かに成長することができることを目指して、「みずから学び知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人

間」この四つの人間像に子どもたちが成長するよう、指導室と教育センターが一丸となって本市の教育活動の充実、発展に努めてまいります。このたびは大変申しわけありませんでした。

言い間違えたところがあるので訂正させていただきます。先ほど「議案第47号」と申し上げるべきところを「議案第48号」、「議案第48号」と申し上げるべきところを「議案第49号」と申し上げましたので訂正方よろしく申し上げます。

(申し出により議事録修正)

○園田教育長 説明が終わりました。本件に関しましてご意見、ご質問いかがでしょうか。

○宮下教育委員 私からは10月24日に述べた自分の意見と、ただ今、室長が説明されたことを加味しながら、質問と意見を交えて話をさせていただきます。

前回の定例会において、「議案第41号は挙手多数によって承認することに決定しました。」と教育長が宣言をされました。それが、なぜ承認された議決を取り消す事になったのか、経緯については未だにまだ私は理解をしていません。しかし、そのことをずっと論議していても問題の解決にはなりませんので、私なりに自己理解をしながら、この問題の解決のためのリサーチをしていかなければならないと考えているところです。

今後の科学教育の振興を見据え、私は市教育委員会の事業にとらわれず、個人でいろいろと取り組んでいます。議決の取り消しを審議したいとの連絡を受けたのは、「議案第41号の議決はああいう結果になったが、これからも多様な組織の協力を得ながら子どもたちのために頑張り続けていこう」と決意をした矢先でした。統括指導主事、指導室長、教育長の考え方やこの間の対応に、私はとても失望しました。ですから、教育委員会に頼らず私の人脈や組織を使って、もっともっと素晴らしい科学教育を提供していこうと本当に思ったところなのです。それが、11月18日、突然、指導室長から電話があり、「あの2項目については削除せず、承認の取り消しに向けて動きを取り戻すので理解していただきたい」旨の連絡がありました。私は耳を疑いました。もしかしたら、私のバースデープレゼントなのかなとも思いました。11月18日が私の誕生日でしたので…。

あの時にあれだけ削除についてのご自分たちの妥当性を強調したのにもかかわらず、その妥当性を覆すとは、もはや全く理解ができません。何のための採決したのか。説明によっては、われわれは今後の教育委員会の会議において責任ある自己主張ができません。疑心暗鬼に貶められた委員の心には深い傷が刻まれたと感じています。その責任を事務局はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

「教育委員会」は地方公共団体の教育行政の執行機関であり、任命制の教育委員による構成機関です。また、さらに大切なのは合議制であるということです。しかし、本市の教育委員会は合議制の教育行政機関としては極めてその体をなしていないと、強く感じています。議事録を見て、特にそのことが感じられます。教育長は、「これは行政の一般的な進め方です。さらに実務がないことが検討のいきさつである。この問題については非常に心配のあったところでもある」と語られています。それなのに委員との討論を避けています。あるいは「謝罪」という言葉のみであり、本質的な解決にはまるで至っていないと強く感じるということです。

このような事態は、今までにも数回となくあり、最近は、特に目立つ気がします。気がするというよりも、はっきり申し上げると、目立つと言った方が妥当だと思います。合議制であるためには討論が必要です。しかし、指導室の案件については討論を避ける

考え方がはびこっていると思います。私はよく教育委員会の席でも、1対29対300のいわゆるヒヤリハットの法則について話をすることがあります。正式にはハイインリッヒの法則ですが、まさしく今はそれに値する事態が発生している時ではないでしょうか。

これからの会議においては、まずは議題に関する事前の説明を十分にさせていただきたいと思います。また、合議制であることから、各委員の意見の開陳、討論の時間を設定していただければと思います。できれば文書にて事前配付していただけますとよろしいと思いますのでご配慮願います。

もう一つ、議案第41号については、「宮下委員には十分に説明していた」という発言がありますね。誰が、いつ、どこで、どんな十分な説明を私にしたのですか。10月24日の教育委員会開始前のいつも行われている進行確認、いわばブリーフィングの中においてが初めての説明でした。その当日が初めてのことです。他の委員にも確認しましたが、全委員が10月24日に初めてでした。ついては、2項目の削除に関してはとんでもない説明であったと強く感じます。森山部長が読まれた提案理由では、「滝山相談室の移転に伴い規定を整備する必要がある」というものでした。当然、それを聞いた時は、移転に伴う住所等の文言に関する規定の整備と理解していました。2項目の削除については全く想定外の説明でした。

この二つの件に関して、教育長はこのように語っておりました。「相談室の移転に伴って変える必要があったものであり、所管の真意であり、行政の一般的な仕事の進め方である」と、断言をされました。教育長が「一般的なこと」と認識されていたこと自体が、大変大きな問題となってしまったのではないかと感じます。

指導室長の説明にもありましたが、教員の研修についてです。「教員の研修についても十分そのようなチャンスは与えてきた」という趣旨の話がありました。「多摩六都科学館の研修に先生方が参加するように促した」「理科の研修については多摩六都科学館で実施される研修にシフトしていく」ということでした。私は、この5年間の参加者の推移に関するデータを、指導室を通じて、多摩六都科学館からもらいました。参加者は2019年には5人、2018年には2人、2017年にはゼロ、2016年は4人、2015年には5人という状況でした。これが果たして十分であり、先生方がその研修会に参加できるように促した結果と言えるのでしょうか。この5年間の参加者を平均すると3.2人です。小学校では平均2人、中学校では1.1人です。

そこで、これが本当に十分かどうかを伺います。現在の東久留米市の小学校の先生は何人ですか。統括指導主事、お答えいただけますか。

○園田教育長 暫時休憩します。

(休憩 午前3時34分)

(再開 午後3時35分)

○園田教育長 休憩を閉じて再開します。

○椿田指導室長 小学校の教諭の人数については手元に資料がなくお答えできません。

○宮下教育委員 指導室が発行している教育指導要覧に書いてありますよ。そこに書いてある内容ぐらひは教育委員会事務局、まして指導室は理解していなければいけないことだと思いますが。

では代わりに私がお答えします。小学校は約300人です。中学校は何人ぐらひだと

思いますか。その約半分です。ですので、東久留米市の教員数は総計450人です。2019年にそのうちの何人が受講していたかという、5人です。約1%にも達していない。それにもかかわらず、多摩六都科学館の研修に十分参加しているという説明でその場をスルーするような発言があったことに対して、私はすごく憤りを感じました。

私自身もさまざまな研修会を開催していますが、参加者数がどうかということが一番不安でした。特に科学については、私は、かつて上野にある科学博物館のアドバイザー委員をやっていたので、全国に向けての研修会を発信していました。しかし、なかなか集まらないのが現状でした。そういうことからしますと、「多摩六都科学館で研修会を実施しているのだからいいだろう」という発言は、言うてはならないことだと思います。今後は、きちんとデータを基にしながら発言していただきたいと思います。教育公務員にはその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないと、教育公務員特例法第21条にあります。教育センターは教員が研究・研修を行うための役割があり、教職員もそういう理解だと思います。

もう一つ、指導室長の経過に関わる説明についてです。「削除することが適切であるかのご意見をいただきました」とあります。それに対する討論も全くないですね。

また、「議決を取り消していただきたい」という理由の中に、「時期尚早ということが判明いたしました」とあります。時期尚早だからこれでいいのか。そうではないと思います。根本的な考え方が間違っていたと、強く感じるわけです。

さらにもう一つ、先ほどの説明に「科学教室はセンター以外の場所で実施してきた」とありました。このこともまさに考え方が根底から違うと思います。「科学教室はセンターで実施するもの」と指導室は解釈していたのかどうか。私は自然科学分野をずっと専門としてきていますので申し上げるのですが、自然科学は決して教室内だけで行われるものではありません。自然の中に出ていって、さまざまなことを感得しながら、それを自分の課題や問題としてとらえ、今後のさまざまなことを自分たちで解決していくきっかけになると思います。それを、「センター以外の場所でやっていたのだから、やらなくてもいい」のではない。違うでしょう。「科学教育は教室内の授業で行うもの」と指導室が考えているのならば、市の学校教育をリードするセクションとしては悲しいことですし、子どもたちが大変かわいそうだと思います。指導室が充実した取り組みを構築すれば、この2項目は削除するのか。削除のための充実であってはならないと強く感じます。「事務局の思いが先行した結果」との説明がありました。移転ということだけであれば、もっともっと先行しても良かったと思いますが、まさに方向が違っていたと思います。

繰り返しになりますが、本市の教育委員会では議論が十分に熟していないと考えます。特に議案については当日のブリーフィングのみで、議論を避けているとしか思えません。そこまでの検討の必要性を見通せなかった教育委員会事務局そのものの資質、能力が問われていると感じます。

教育委員会の考え方を大きく変えるという話がありました。変えていただきながら、子どもたちのために、いい学校教育の展開を施すように皆さんで力を注いでいただければと思います。

○園田教育長 ありがとうございます。宮下委員から、今回の事態に対するご意見の表明、あるいは一部ご質問があったと受けとめています。

今回の議決の取り消しの理由あるいは科学教育に対する認識については、先ほどの指

導室長の冒頭の説明の中で、一定程度は説明はしているつもりだと思いますが、今のご指摘あるいはご質問の中で、今後の教育委員会の議論の進め方、あるいは事前の教育委員への議案の説明のあり方については先ほどの説明の中で欠けていたように思いますので、この点について、回答してもらいますか。

○森山教育部長 はい。宮下委員からさまざまご指摘をいただきました。討論の機会が少ない、議題に対する事前の説明がなかったというご指摘をいただきました。これについては指導室だけの話でなく、事務局全体で捉えなければいけないと考えています。いただいたご指摘については、事務局全体で十分反省してまいりたいと考えています。その上で、今後において議題として議案を提案させていただく、あるいは重要な報告を行う際には、担当において十分調査、調整を行うことを徹底するとともに、議案として決裁に至るまでには、事務局内部において担当以外の目も入れた検討を行うことを仕組みとして早急に構築していきたいと考えています。その上で、教育委員の皆様にも事前に資料を送付し、事前説明等の準備は十分行えるように考えていきたいと考えています。

当日の審議を含め、教育委員会の運営のあり方について、今回の件を契機に円滑な審議を確保できるよう運営のあり方を検討し、後日ご相談させていただきたいと考えています。

○園田教育長 指導室長から加えて何かありますか。

○椿田指導室長 「宮下委員に十分に説明した」という説明についてですが、進行確認の事前のところでの説明でして、指導室の思い込みがあったと反省しています。また、根本的な考え方としまして、センターで行っていなかったこと自体に問題があったことに気づけなかったセンター長である私の自覚不足、また、子どもたちへの教育への強い思いが足りなかったと深く反省しています。今後しっかりと改善していきたいと思っています。

○園田教育長 そのほかの委員はいかがでしょうか。

○尾関教育委員 議案第41号の議決前の説明については、宮下委員もおっしゃっていたように、30分前のブリーフィングが初めてであったわけですが、しかし今回の、取り消しの議案については18日から始まって20日の流会の時までも含めると、延べ8時間ぐらい協議をしてきています。指導室長に何度も説明を求めました。その結果、第41号議案の時は誤った説明をした、また、今後は取り組みの方針を変える。については本当は再提案をしなければいけないが、議会の開催も迫っていて時間もないので審議してもらいたい、という話もありました。誤った説明の下にわれわれは賛成したわけですから、その議案、議決自体を取り消すことについてはこの間のいきさつは別として、やむを得ないと思っています。議決の取り消しということは、私が教育委員になってからはもとより、教育委員会以外の都合を除き初めてだと聞いている。今後はこういうことがないように、教育部長からも説明がありましたが、前もっての説明、重要問題については――もちろん重要かどうかという判断は事務局内でしっかりしてもらいたいですが、重要な問題については1週間程度前に説明をしてもらうことが必要だと思います。

教育委員会の会議においては、きちんとした討論があってこそ意見表明もできるわけですが、説明されていなければ議論もしようがありません。30分前のブリーフィングだけで意見を言えと言われても、関心があり、深く知識のある問題ならいざ知らず、なかなか難しいと思います。教育委員が意見表明できるような、しっかりした説明が必要だと思います。今後はそのようにお願いします。

○園田教育長 その他の委員はいかがでしょうか。

○細田教育委員 私も尾関委員と全く同じ意見ですが、一言つけ加えさせていただきます。

指導室の議案作成については、当たり前のことがおろそかになっていることが今回の要因の一つだと思います。議案を作成する時に十分な話し合い、調査、確認、その他などをしっかりやってほしいです。そうすれば、取り消しなどはなかったと思います。指導室の職員はみんな学校教育のプロだと思っています。子どもたちのために、これからもしっかりお願いします。

○馬場教育委員 議案第41号の設置条例の一部改正する条例の制定依頼では、私は賛成しました。今でも私自身は、その賛成意見が間違っているとは思っていません。ですが、尾関委員や細田委員と同意見でして、子どもたちのために改善されると思われることに対して反対するつもりはありません。

議決の取り消しについては賛成と考えています。しかし、釈然としないものがあります。ホームページや指導要覧にある教育センターの説明のところに、この二つのことは全く明記されていないのです。科学教育の振興と日本語学習教室に関することを後退させるとか、滞らせるつもりは指導室にないことは分かっていますし、拡充、充実させていこうということは分かっています。なので賛成したのです。教育センターで事業がなくなったとしても、指導室がしっかりやってくれることを信頼して賛成したのです。その文言があるから、ないからということではなく、本当に信頼して賛成したつもりですので、その辺は十分に酌んでいただきたいと思います。

われわれ教育委員は、「短時間で決めてしまった」と思われることはとても不本意だと思っています。例えば、下里小学校の閉校に関わることなどについては教育委員会の会議以外のところでも、相当な回数場において議論しました。みんなが教育のプロではないですが、「子どもにとって、保護者にとって、一番いいものを市として提供できるアイデアをわれわれ4人で意見を出し合っている」と、私は自負しています。もちろん、私は先生方と違って専門家ではないですので、学校教育に対する認識のレベルは低いと思います。自分自身はもう少し勉強しなければいけないと思いますし、反省すべきところもあると思います。ただし、そうであっても賛成しています。指導室長と教育センター長が兼務ということもあるので、今後それは拡充していく方針できちんとやっていただきたいと思います。

今後、今回のことが話題になり、市民の皆さんや議員の方々に知られることとなりますので、改めて見直す意味も込めてきちんとやっていきたいと思っています。「きちんと」という言い方は簡単ですが、具体的に行ってください。ホームページや指導要覧のところから、きちんと正していただきたいと思っています。

また、就任してまだ1年ちょっとと短いですが、教育委員に対しての説明の時間や意見交換の時間が短いことについては、私もかねてから思っていました。宮下委員もおっしゃっていましたが、事前説明については文面にしてもらえると理解が深まり、議論もしやすくなるのでありがたいです。私たちの発言がきちんと議事録として残してもらうことはとても大事なことです。それは改めていただきたいと思っています。

現在、教育センターが行っている事業はその二つのこと以外にたくさんあり、本当にこの人数でやっていけるのかと思うぐらいです。特に、教育相談数については具体的な数字は上げていませんが、不登校やいじめ等の問題を全部含めると、膨れ上がるほど相談件数が多いです。しかし、指導室の体制ですが、室長、統括、指導主事2人、4人の

正規職員、係長、非常勤職員、臨時職員がいたとしても、無理ではないかと感じています。ここで問題にすることではないかもしれませんが体制を充実させてこそ、今後、ミスがない教育委員会となるのではないかと思います。保護者としていろいろな提案や相談等をして、ホールドさせて考えていただくのは、対応する気がないのではなく、本当に時間がないのだと思います。なので、それは今度の総合教育会議で意見を述べましたが予算をつけていただいて、さらに重点的に、もちろん科学教育の振興や言語教育の充実も含めてですが充実していくために、そういうことも改めて考えたいとこれを機に思われました。

ただし、先ほど宮下委員がご質問されましたが、教員の人数については、指導室として、大まかにでもぱっと答えられるようにはしていただきたいと思います。最低限分かっていなければいけないことだと思っていますので。

指導室長が「市の子どもたちのための教育の自覚が欠如していた」と発言されましたが、そんなことは絶対にないと思います。東久留米市は他市に誇れるところがいっぱいあります。支援学級の設置、相談窓口の丁寧さなど、親身になってくださる先生方とか指導室の主事の方がいますので、そんなことは全然思うことはないと思います。指導室長の自覚が欠如していたとは私は認識していません。ただし、準備不足や説明の誤り、かつ不十分であったということに関しては本当にそう思いますので、その点については改善していただきたいと思います。

○園田教育長 ありがとうございます。室長、今の馬場委員のご発言の中で、教育センターの現在の機能がどうなっていて、その中で理科教育あるいは日本語学習がどういう位置づけになっているのか、現状について説明していただくのと、今後どうしていきたいのか。

冒頭の指導室長の発言の中にあつたと思いますが、改めてもう一回おさらい的に、それから運営体制も含めて説明してもらえますか。

○椿田指導室長 はい。教育センターには学校支援室、中央相談室、学習適応教室の三つが機能しています。その中で、学校支援室の中に学校支援員、情報教育支援員、スクールソーシャルワーカーなど専門性の高い職員がいます。その方々と連携を取りながら、今後、学校教育充実のために、科学教育や日本語学習についてどのように進めていくのがいいか。現在、学校に彼らを派遣して授業を見てもらったり、子どもたちの様子を把握するというをやっています。指導室と連携を取りながら、今後さらにそこを充実、拡大していきたいと考えています。

○園田教育長 教育委員会の今後の運営のあり方については、馬場委員もそうですし、他の委員の方からもそのようなお話がありましたので、早急に事務局で検討して、近々にご相談をさせていただきたいと思っています。

そのほか、いかがですか。

○宮下教育委員 先ほどの私の話にプラスしての意見になります。

科学教育の必要性については、教育委員会の中でもきちんと認識していかなければならないと思います。先ほど指導室長から、TIMSS と PISA の調査結果に関する報告がありました。まさにあの中で相当論議されていきました。そのことについては国際的なデータを基にしながら日本の教育をどうするかということで話がされているところです。ですから、ぜひそのような視点と、もう一つ、東京都教育ビジョン（第四次）の中でも科学教育の振興がどんどん入ってきています。つまり、そういう情報をたくさん入れて

いかなければならないのですが、現在の状況では指導室の資料入手不足、また、勉強不足と言わざるを得ません。多様な角度から情報を入手してほしいと思います。

私は東久留米市の子どもたちはもちろん、いろいろな所で科学教室を展開しています。その中で、子どもたちが、科学にこんなにも関心が高いのだということを、子どもの目と親の意見を聞きながら感ずることがあります。ご承知の方がいるかもしれませんが、ある生命保険会社の、平成になってから平成30年まで調査したものが公表されていました。「どんな大人になりたいか」と小学生に調査したものです。男の子は大体サッカー選手や野球の選手になりたいということを、かつてはよく言っていました。女の子はお菓子屋さん、保母さん、幼稚園の先生が1位、2位を争っていました。それが平成29年度ではどんなデータが出てきたかということ、男の子は科学者、博士になりたいということです。15年ぶりです。なぜそのようなことになっていたのかということ、やはり、ニュース等でノーベル賞を毎年いただいている報道に刺激をされたのかなという気がします。また、女の子は医者になりたいという項目が上位に入ってきました。これはテレビの影響もあろうかと思いますが、どんどん変わってきています。

教育行政というものは、いろいろな角度から子どもたちの状況を把握して進めていかなければならないと思います。多様なアンテナを持った上で進めていただければと切にお願いします。

○園田教育長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見いかがですか。

よろしければ、議論は尽き得たようなので採決に入らせていただきたいと思います。「議案第47号「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の議決の取り消しについて」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第47号は承認することに決しました。

続いて、「議案第48号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第48号は承認することに決しました。

○園田教育長 以上で本日子定されている議題は終了しましたが、事務局から何かありますか。

○森川教育部長 ありません。

○園田教育長 委員からはいかがですか。

○宮下教育委員 先日、東京都市町村教育委員会連合会第三ブロックの研修会があり、細田委員と一緒に参加しました。清瀬市にある大林組技術開発研究所の視察でした。その時に説明された社員の方は全員女性で、いわゆる理系女です。十数名の方々が説明してくれました。

私は「皆さんはなぜ理系に進まれたのですか。お一人ずつ答えていただけますか」と質問しました。ある一人の方は「私は小さい時に原っぱで虫やトンボを採ったりするような環境の中にいました。それが、私が理科を好きになったきっかけではないかと思います」と言っておりました。まさにそのような子どもたちをこれから育てていかなければいけないですし、そういう機会を与えてあげることで、やがて花が開いて実が実っていくと思います。なかなか素晴らしい研修会でした。まさに今回のことと関係しています。第三ブロックで清瀬市が

中心となる研修会が、東久留米に関わりなくして、タイムリーにこのような内容で研修を開催されたことに、すごいと思いました。私はこんなに素晴らしい研究所があそこにあるとは知りませんでした。感銘を受けた研修会でした。

○園田教育長 4人の女性研究員の動機の説明があり、そのうち確か2人が「家庭環境によりそういう方面に進んだ」と発言されていました。それはそれで素晴らしいことだと思いますが、それ以外の1人は虫や草を採ったことが影響しているということ、あるいは学校の理科実験がとても楽しかったという発言もありました。それはまさに、学校教育の取り組みの中で子どもたちの選択肢を増やしていったのだという思いを、私も強く感じました。その点も含めて、今後は一生懸命取り組んでいかなければいけないなという意を強くしました。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和元年第10回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午後4時06分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和元年12月2日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 細田 初雄 (自署)